

○国立大学法人埼玉大学非常勤教職員就業規則

〔平成16年4月1日
規則第120号〕

改正 平成18. 4. 1 18規則8 平成20. 3. 1 19規則96
平成21. 4. 1 21規則4

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 採用・退職等
 - 第1節 採用（第4条－第7条）
 - 第2節 異動（第8条）
 - 第3節 退職及び解雇（第9条－第11条）
- 第3章 給与（第12条）
- 第4章 労働時間、休日及び休暇等（第13条）
- 第5章 研修（第14条）
- 第6章 賞罰（第15条）
- 第7章 退職手当（第16条）
- 第8章 雑則（第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、本学に勤務する常時勤務を要しない教職員（以下「非常勤教職員」という。）の就業に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 非常勤教職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において非常勤教職員とは次に掲げる者をいう。

- (1) 1週間の所定労働時間が常勤教職員と同様で、日々雇用を更新される者（以下「日々雇用教職員」という。）
- (2) 1週間の所定労働時間が30時間を超えない範囲内で定められて雇用される者（以下「パート教職員」という。）

2 非常勤教職員の名称及びそれぞれの業務は次のとおりとする。

- (1) 事務補佐員 事務補助
- (2) 技術補佐員 技術補助

- (3) 技能補佐員 技能補助
- (4) 用務員 労務作業
- (5) 非常勤講師 教育研究等

3 前項の業務以外の業務に従事する者については、その業務に即した名称を付す。
(遵守遂行)

第3条 本学及び非常勤教職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 採用・退職等

第1節 採用

(採用)

第4条 非常勤教職員の採用は、選考による。

2 非常勤教職員の採用に当たっては、年齢が常勤教職員の定年年齢を超えた者は対象としない。ただし、業務の性質によって特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(雇用期間)

第5条 非常勤教職員の雇用期間は、1事業年度内とする。ただし、雇用の更新を妨げるものではない。

(労働条件の明示)

第6条 学長は、非常勤教職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間をこえる労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項

(提出書類)

第7条 新たに非常勤教職員に採用された者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業等証明書
- (3) その他学長が必要と認める書類

第2節 異動

(異動)

第8条 非常勤教職員は、業務の都合により、職種又は就業の場所の変更（以下

「異動」という。)を命ぜられることがある。

- 2 異動を命ぜられた非常勤教職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

第3節 退職及び解雇

(退職)

第9条 非常勤教職員は、次の各号の一に該当するときは退職とし、非常勤教職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認されたとき
- (2) 定められた雇用期間が満了したとき
- (3) 死亡したとき

- 2 前項第2号の者のうち、2ヶ月以上にわたって事実上継続雇用されてきている者については、再雇用の予定がない場合、30日前までに予告するものとする。

(解雇)

第10条 非常勤教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人、被保佐人となった場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられた場合

- 2 非常勤教職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その業務に必要な適格性を欠くに至った場合
- (4) 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

- 3 第1項の解雇を行う場合には、30日前までにその予告をするか、又は平均賃金の30日分を支給するものとする。

- 4 第2項の解雇を行う場合は、30日前までの予告又は平均賃金の30日分の支給は行わないものとする。ただし、その者が2ヶ月を超えて継続的に雇用されている場合はこの限りではない。

(解雇制限)

第11条 非常勤教職員が次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間。ただし、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は同法84条の規程による給付を受けた場合はこの限りではない。

- (2) 産前産後の期間及びその後30日間

第3章 給与

(給与)

第12条 非常勤教職員の給与については、別に定める国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則による。

第4章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間)

第13条 非常勤教職員の労働時間、休日及び休暇等については、別に定める「国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則」による。

第5章 研修

(研修)

第14条 非常勤教職員は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、必要と認められる場合には、研修等を受けなければならない。

第6章 賞罰

(表彰)

第15条 学長は、非常勤教職員が次の各号の一に該当する者は表彰する。

- (1) 職務に顕著な功績があった者
- (2) 社会的な功績又は本学若しくは教職員の名誉となる功績があった者

第7章 退職手当

(退職手当)

第16条 非常勤教職員の退職手当については、国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則による。

第8章 雑則

(国立大学法人埼玉大学教職員就業規則の準用)

第17条 国立大学法人埼玉大学教職員就業規則のうち、第22条、第27条、第28条、第30条から36条、第44条から第49条、第51条及び第53条の規定は非常勤職員に準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則8)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成21. 4. 1 21規則4)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。